

# 短期入所のご案内



独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院

## はじめに

独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院には、重度の身体障害と知的障害を併せ持つ重症心身障害児者の方が約 80 名入院生活を送られております。

当院では、重症心身障害児者の方を対象に重症心身障害病棟(南1-1病棟、南1-2病棟)の空床を利用して短期入所を行っております。ベッド数は各病棟1床ずつが基本となっています。

## 短期入所とは

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

利用のためには、障害福祉サービスの短期入所の支給決定が必要となります。

## ご利用いただける方

○障害福祉サービスの短期入所(医療型)の支給決定を受けている方

○上記でかつ、重症心身障害児者の状態像にある方

## 利用のための手続き

### 1. 相談支援事業所へ連絡

ご利用の相談支援事業所へ、短期入所利用の意向をお伝えください。ご利用になっていない方は市町村窓口へご相談ください。

### 2. 利用申請

市町村窓口にて、利用申請を行ってください。

### 3. 支給決定

障害福祉サービス受給者証が発行されます。既にお持ちの方は、短期入所が追記されます。

### 4. 契約

短期入所の支給決定後、当院と利用契約を締結します。契約時は、障害福祉サービス受給者証、印鑑をお持ちください。

### 5. 体験利用

宿泊を伴う利用の前に、日帰りで短期入所をご利用いただきます。

### 6. 利用開始

体験利用後、短期入所の利用を開始します。

## 短期入所の利用申し込みについて

短期入所利用の窓口は、重症心身障害病棟担当の児童指導員となっております。予約は、利用希望日の約 1 か月前から受け付けています。

※病棟内で季節性の感染症等が蔓延している場合はご利用をお断りさせていただくことがございます。

※また、ご本人が利用直前に体調を崩した場合などは、利用できませんのでその際は直ぐに児童指導員までご連絡をお願いします。

## 事前診察について

当院での受診歴がない方は外来にて事前診察を行います。詳細は児童指導員にお問い合わせください。

## 利用時の準備物

下記の物をご用意ください。

- ① 障害福祉サービス受給者証、健康保険証、診察券、印鑑
- ② 薬
- ③ 経管栄養の方は、必要な用具、注入物
- ④ 衣類(汚染時の着替えも含め多めにご用意ください。)  
※原則、短期入所利用者の洗濯は行っておりません。ただし、入所期間が長期にわたる場合には、ご希望に応じて病院契約業者の利用を検討します。その場合には、別途利用料金がかかります。  
※病院契約業者に選択を依頼する場合は、衣類に㊟1ー〇 氏名をお書きください。
- ⑤ 日用品(紙おむつ、おしりふき、ティッシュ、歯ブラシ、コップ、スプーン、シャンプー、タオルなど普段食事、排せつ、入浴時に使用しているもの)
- ⑥ その他日常使用している装具、車いす、玩具など
- ⑦ 人工呼吸器、吸引器、エアーマット等使用されている方は事前に確認させていただきますのでご相談ください。

## 必要な経費

・障害福祉サービス受給者証に記載の自己負担額が上限となります。その他、医療処置等について自己負担が発生する場合がございます。その際は事前にご連絡いたします。

・体調不良等により、短期入所から一般入院へ切り替わることがあります。その際は病棟よりご連絡いたします。

・病院契約業者への洗濯を依頼する場合は、利用料としてひと月別途 3,000 円＋消費税がかかりますので、退所時に受付窓口にてお支払いください。

## その他

病棟見学のご希望、長期入院のご相談等も受け付けております。ご不明な点等ございましたら療育指導科までお問い合わせください。

<短期入所受付・相談窓口>

独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院

療育指導科 重症心身障害児者病棟担当 児童指導員

〒982-8555

宮城県仙台市太白区鉤取本町二丁目 11 番 11 号

Tel 022-245-2111(代表)